# 海洋情報部研究報告 第 57 号 平成 31 年 3 月 28 日 REPORT OF HYDROGRAPHIC AND OCEANOGRAPHIC RESEARCHES No.57 March 2019

海洋台帳を用いた区画漁業権設定区域情報の作成について

岡野博文\*1, 高木 淳\*2, 武良達弘\*2, 伊藤弘志\*1

Compiling data on areas designated as having demarcated fishery rights using the Japan Marine Cadastre<sup>†</sup>

Hirofumi OKANO<sup>\*1</sup>, Jun TAKAKI<sup>\*2</sup>, Tatsuhiro MURA<sup>\*2</sup>, and Koji ITO<sup>\*1</sup>

# Abstract

When thinking about such issues as synthetic use in the coastal areas of Japan, information on demarcated fishery rights areas is one of the necessary pieces of information. The Japan Coast Guard has made public information on areas containing demarcated fishery rights, periods and fishery types based on the Japan Marine Cadastre (JMC), CeisNet and fishery maps. However, the demarcated fishery rights information of the Japan Coast Guard has not always been kept up-to-date. In this paper, we describe how a beginning JMC user can compile data in order to display the latest information on the demarcated fishery rights with the JMC as the resource.

# 1 はじめに

我が国の沿岸海域には,漁業法に基づく「漁業 権」が設定された区域が数多く存在している.漁 業権とは「一定の水面において,特定の漁業を一 定の期間,排他的に営む権利」で,漁業権は「定 置漁業権」,「区画漁業権」及び「共同漁業権」の 3つに分けられる(水産庁).漁業権は漁業法の 第二十三条により物権としてみなされ,土地に関 する規定が準用されることから,これによる民法 上の効果として物権的請求権(妨害排除・妨害予 防)があるので(水産庁),漁業権が設定された 区域内で構造物の設置などを行うには漁業権が免 許された者の同意が必要となる.

このことから,海域における総合的な利用を進 めていくためには,様々な分野の関係者による合 意形成が必要であり,合意形成のためには海域に ついての情報共有が必要とされている(東京大学 海洋アライアンス,2017).つまり海域における 漁業権の設定区域に関する情報は,海域の総合的 な利用の合意形成に取り組む関係者の中で共有し なければならない情報の1つであるといえる.

海上保安庁では,船舶の航行安全,大規模流出 油対策及び海洋情報の一元化などのために,定置 漁業権と区画漁業権の設定区域等が記載された特 殊海図「漁具定置箇所一覧図」を刊行するととも に,定置漁業権と区画漁業権に加え共同漁業権の 3つの漁業権の設定区域を記載又は表示する「環 境脆弱性指標図」(ESIマップ),「シーズネット」 (CeisNet)及び「海洋台帳」をインターネットを 通じて公開している. CeisNet や海洋台帳は,画

<sup>†</sup> Received September 21, 2018; Accepted October 30, 2018

<sup>\*1</sup> 海上保安大学校海事工学講座 Japan Coast Guard Academy, Department of Maritime Science and Technology

<sup>\*2</sup> 海上保安大学校本科第一群(航海) Japan Coast Guard Academy, Regular Course of Cluster 1 (Navigation)

面を直接クリックするだけで属性情報の表示が可 能で,表示された属性情報として漁業権免許の有 効期間や対象となる漁業の種類などが分かるよう にもなっている (Fig. 1).ただし,CeisNet や海 洋台帳には漁業権の設定区域などの掲載情報の データをダウンロードすることができる機能はな く,また,海上保安庁に問い合わせを行うと掲載 情報のデータをオフラインで提供するとの明確な 表示も見当たらないことから,ユーザーが漁業権 の設定区域に関するデータを入手することは困難 である.

漁業権には漁業法の第二十一条第1項により存 続期間(漁業権免許の有効期間)が規定されてお り,区画漁業権には5年のものと10年のものの 2つの種類があるが,同法の第二十一条第2項に よって,これよりも短い期間で漁業権が免許され る場合もある.また,同法の第二十二条や第 三十七条~第四十条により一度免許された漁業権 が改廃等される場合もあるために,海域に設定さ れている漁業権の情報は漁業権免許の有効期間中 であっても変わる場合がある.海上保安庁が公開 を行っている海洋台帳やCeisNet等では,漁業権 に関する情報は,漁業権の一斉切り替えの時期に 合わせて定置漁業権と区画漁業権(有効期間5年 もの)については概ね5年ごと,共同漁業権と一



- Fig. 1. Display example for the metadata on the demarcated fishery rights in the JMC (Accessed July 5, 2018).
- 図1. 海洋台帳での区画漁業権の属性情報の表示例 (2018年7月5日アクセス).

部の区画漁業権(有効期間10年もの)について は概ね10年ごとの更新が行われているが,必ず しも最新維持は行われていない.例えば,Fig.1 に示す千葉県沿岸に設定された区画漁業権で表示 された属性情報の内容を見ると,2016年8月か ら同年12月までの1年未満の免許の有効期間で ある区画漁業権で,2018年7月5日アクセス時 点では免許の有効期間が切れて1年6ヶ月以上経 ている情報が公開されていることが分かる.

本報では、最新の漁業権の設定区域の情報や データを必要とする海洋台帳の初級利用者(以下 「ユーザー」と略)が、海洋台帳にある機能を利 用して、区画漁業権の設定区域の情報を容易に作 成する方法を報告する.

## 2 海洋台帳

海洋台帳は,海洋基本法に基づく海洋基本計画 の中にある海洋情報一元化の取り組みの一つとし て,2012年5月に構築されたインターネット上 の地理空間情報システム(Web-GIS)で,海上保 安 庁 に よ っ て 運 営 ・ 公 開 (http://www. kaiyoudaichou.go.jp)されている.海洋台帳の構 築に係る経緯や簡単な操作法などが,角田ほか (2011),林王 (2013)及び林王 (2014)などによ り報告されている.

海洋台帳は,各種の海洋情報を地図上に重ねて 表示することができるだけでなく,画面上での 点・線・図の描画,その保存や保存したデータの 読込,距離計測,面積測定,図上にある任意地点 の経緯度値の読み取りなどの各種の機能をもって おり,その機能の詳細は海洋台帳上で公開されて いる「海洋台帳操作説明書」(海上保安庁,2017) に記載されている.また,海洋台帳の利用者が独 自に収集や作成を行ったデータ(利用者が保有す る情報)を海洋台帳に読込表示させた具体例とし て,水中文化遺産(山崎ほか,2015),遊漁船業 者の情報と日台漁業取り決めでの漁業水域(岡 野・長岡,2015),歴史的災害台風の経路(岡野 ほか,2018),スマホのアプリで得られた自船の 航跡(安井ほか,2018)が報告されている.これ らは、海洋台帳に表示することができる海洋情報 (データ)が、現在海洋台帳で掲載(公開)され ている約100項目の海洋情報だけではないこと を、つまり海洋台帳での表示情報の拡張性を示し た例であるともいえる.

本報では,区画漁業権の設定区域情報の作成 に,海洋台帳にある点・線・図の描画機能,基準 点からの方位・距離で示される位置の経緯度値の 算出機能及び属性情報の入力機能などの機能を利 用した.

## 3 区画漁業権

# 3.1 区画漁業権の対象となる漁業

漁業法(第六条第2項)によれば,区画漁業権 は区画漁業を営む権利とされている.漁業法(第 六条第4項)によれば,区画漁業権の対象となる 漁業は第一種から第三種の3つの区画漁業に分け られている.他の漁業権とその対象となる漁業も 含めると,Fig.2のようにまとめられる.

漁業法(第六条第4項)により区画漁業権の対 象となる第一種から第三種の区画漁業とは,第一 種区画漁業が一定の区域内において石,かわら, 竹,木等を敷設して営む養殖業とされ,第二種区 画漁業が土,石,竹,木等によって囲まれた一定

(漁業権の区分) (対象となる漁業) 定置漁業 定置漁業権 第一種区画漁業 区画漁業権 第二種区画漁業 漁業権 第三種区画漁業 ·種共同漁業 筆 二種共同漁業 共同漁業権 第三種共同漁業 第四種共同漁業 第五種共同漁業



図2. 漁業権とその対象となる漁業の関係.

の区域内において営む養殖業と,さらに第三種区 画漁業が一定の区域内において営む養殖業であっ て第一種区画漁業と第二種区画漁業以外のものと されているが,ユーザーには分かり難い.加藤 (2014)によれば,第一種区画漁業は,生簀での 魚の養殖,はえ縄でのワカメなどの養殖,張り網 でのノリの養殖,イカダでのカキの養殖,真珠の 養殖などで,第二種区画漁業は,海域の一部を網 で囲い込み大規模に漁場をとるもの(養殖)であ り,第三種区画漁業は,海底に一定の区画を定め てホタテなどの稚貝を直接まく養殖と紹介してい る.

区画漁業権の対象となる漁業の内容がある程度 イメージできれば,区画漁業権の設定区域がどの ように示されるか,例えばGPS 測量による経緯 度値だけで区域を示すことに向いているか,否か を理解する一助となる.

# 3.2 漁業権情報の入手

漁業権は、漁業法に基づいた手順に従い設定さ れる、大まかな漁業権設定の流れは、まず、漁民 要望や漁場条件の調査を都道府県が行い、次に都 道府県は漁業権の免許の内容(漁業種類、漁場の 位置及び区域,漁業時期等)の案(「漁場計画 (案))を作成し、各都道府県におかれている海 区漁業調整委員会の意見を聴き、漁業権の免許の 内容たるべき事項,免許予定日,申請期間等を定 めて公示し(これは「漁場計画の樹立」ともいわ れる), この公示後に漁業権設定希望者は都道府 県知事に申請を行い、都道府県知事は海区漁業調 整委員会の意見を聴き,漁業法に基づく適格性や 優先順位を審査し、漁業権が免許される(水産 庁). このように、漁業権の免許を受けるための 一連の流れは複雑であるが、この流れを把握する ことで、どの段階で主な漁業権の情報をユーザー が目にすることができるかが理解できる.

現在漁業権が設定されている区域については, その漁業権の存続期間(免許期間)の満了する日 の3ヶ月前までに,その他の場合(例えば,今ま で漁業権が設定されていなかった海域に新たに漁

業権を設定する場合)は、その免許予定日の3ヶ 月前までに、都道府県知事により漁業権の情報 (漁業権の免許の内容)が公示される. この公示 が前述の「漁場計画の樹立」にあたる. この公示 の内容は、多くの都府県の県報や公報に掲載され る.しかも、この県報や公報は各都府県のホーム ページで公表されるので、ユーザーはインター ネットを通じて容易に日本各地の公示内容を知る (つまり、漁業権設定区域に関する情報を入手す る) ことができる. 例として 2013 年 (平成 25 年) 9月から 2014年(平成 26年) 4月にかけて 行われた全国的な漁業権(漁業権免許)の一斉切 り替えの際に、海に面した都道府県が公示した海 域に設定される区画漁業権の免許に関する情報が 掲載された県報や公報を調査した結果を Table 1 に示す.

## 3.3 公示された区画漁業権の設定区域の位置

各都府県により公示された区画漁業権の設定区 域の位置に関する内容は地域の実情を反映して複 雑であるが、①経緯度値での表示、②経緯度値を 示した基準点からの方位・距離や見通し線での表 示,③経緯度値が示されていない基準点からの方 位・距離や見通し線での表示、④その他(例え ば、①~③を組み合わせた表示、①~③と最大高 潮時海岸線(注1)を組み合わせた表示など)に 分類できる. ①と②の場合は、海洋台帳の機能に より比較的容易に区域情報の作成が可能である. しかし, ③の場合は海洋台帳の表示画面上で基準 点の位置が不明であると区域情報の作成は困難 で、また④の場合は前述③と同じ問題に加えて最 大高潮時海岸線の位置データの入手とその編集作 業も問題となり、何れの場合もユーザーにより入 手した県報等の情報と海洋台帳の機能等のみで区 域の情報を作成することは困難となる.

注1)最大高潮時海岸線の解釈等については詳 しい説明がある(漁業法研究会, 2013).

## 4 区画漁業権の設定区域情報の作成例

# 4.1 区域情報が経緯度値で公表されている場合

# の作成例

# 4.1.1 兵庫県公報に掲載された区画漁業権の情報

兵庫県は、瀬戸内海と日本海の2つの海域に面 している.兵庫県では、2013年(平成25年)9 月に漁業権の一斉切り替えが行われた.この時に 切り替えられた区画漁業権の内容(情報)は、瀬 戸内海側の区画漁業権については2013年(平成 25年)3月12日付の兵庫県公報の号外に兵庫県 告示第397号に、また日本海側の区画漁業権につ いては2013年(平成25年)2月19日付の兵庫 県公報の号外に兵庫県告示第235号に、それぞれ 掲載されている.例として、兵庫県公報に掲載さ れた、瀬戸内海側に設定される(免許される)公 示番号「区第1号」(以下、区第1号)の区画漁 業権の情報をFig.3に示す.

Fig. 3 では、区第1号についての公示番号,漁 業種類,漁業の名称,漁業の時期,漁場の位置, 漁場の区域,制限又は条件,地元地区の各情報が 掲載されている.この中で、区画漁業権の設定区 域の情報作成に必要不可欠なのが「漁場の区域」 の情報で,他の部分の情報は必要に応じて設定区 域の情報の属性情報として取り扱う情報になる. さらに Fig. 3 から区第1号の設定区域の位置に関 する内容は,前述 3.3 で分類した「①経緯度値で の表示」で行われていることが分かる.

4.1.2 海洋台帳を利用する兵庫県の区第1号の設 定区域情報の作成

前述「2 海洋台帳」で紹介した海洋台帳に備 わっている点・線・図の描画機能等を利用し, Fig. 3 で示した兵庫県公報の告示情報を基にし て,区第1号の設定区域情報を次の方法により作 成する.

海洋台帳の初期画面の上段部分にあるメニュー バーの中の「計測/メモ」を選択(クリック) し、「計測/メモ」ウインドウを表示させる(Fig. 4).次に「計測/メモ」ウインドウの中にある 「図形入力」タブを選択し、「計測/メモ」・「図形 入力」ウインドウの表示にする(Fig. 5).その 後、「計測/メモ」・「図形入力」ウインドウにあ

- Table 1. Result of research on the official bulletins (prefectural and national) noting the information on the changes in the demarcated fishery rights established for seaside prefectures, made during the period of September 2013 to April 2014, when the nationwide renewal of fishing rights took place.
- 表1. 2013年9月から2014年4月に行われた全国的な漁業権の一斉切り替え時期に、海に面した都道府県の海域 に設定された区画漁業権の切り替えに関する情報が掲載された県報や公報に関する調査結果.

海に面した 都道府県等	区画漁業権免許の切替年月日		免許の内容等が掲載されている県報等	免許の決定等が掲載されている県報等	区画漁業権の設定区域を示す主な方法	
北海道	- 見つけられず		Webで公開されている北海道公報で漁業権免許関係の情報は見つけられなかった	Webで公開されている北海道公報で漁業権免許関係の情報は見つけられなかった	設定区域に関する情報を見つけられず	
	青森県外海(西)	H25年9月1日	H25年3月21日付,青森県報,号外第19号,青森県告示第227号	日付,青森県報,号外第19号,青森県告示第227号 H25年9月2日付,青森県報,号外第61号,青森県告示第667号		
青森県	青森県外海(東)	H25年9月1日	H25年3月21日付,青森県報,号外第18号,青森県告示第226号	H25年9月2日付,青森県報,号外第61号,青森県告示第666号	方位距離	
	陸奥湾内	H26年4月1日	H25年12月2日付,青森県報,号外第82号,青森県告示第835号	H26年4月2日付,青森県報,号外第35号,青森県告示第289号		
岩手県	全域	H25年9月1日	H25年5月31日付, 岩手県報, 第11274号, 岩手県告示第423号	H25年9月3日付, 岩手県報, 第11301号, 岩手県公示	経緯度値	
宫城県	全域	H25年9月1日	•H25年5月31日付, 宮城県公報, 第2461号, 宮城県告示第488号 +H25年5月31日付, 宮城県公報, 第2461号別冊, 宮城県告示第488号関係	H26年7月25日付, 宮城県公報, 第2577号, 宮城県告示第654号	経緯度値	
秋田県	全域	H26年1月1日	H25年9月2日付, 秋田県公報, 号外第1号, 秋田県告示第404号	H26年1月7日付,秋田県公報,第2553号,秋田県公示	方位距離	
山形県	-	-	(区面漁業権の免許情報は見当たらなかった)	(区面漁業権の免許情報は見当たらなかった)	+2	
福島県	全域	H25年9月1日	H25年9月3日付,福島県報,号外第61号別冊,区画漁業権免許	H25年9月3日付,福島県銀,号外第61号,福島県告示第572号	方位距離	
次 秋県 工 世 但		- Boltén#	(区画温柔権の免許情報は見当たらなかった) Web トモのチサ目期の公開期間を追ぎていたために確認できず	(区面源条種の免許情報は見当たらなかった) Web トでの工業原製の公開期間を達ぎていたために確認できず	ー シー	
TRM	東京海区	36 511 546 9			200 C 80 401-00 7 10 18 48 C 3C 317 04 0 9	
東京都	(伊豆諸島地区)	-	(区面源来種の免許情報は見当たらなかった)	(区園滋柔権の免許情報は見当たらなかった)	-	
	東京海区 (小笠原地区)	H24年2月2日	H23年10月27日付,東京都公報,第15021号,東京都告示第1507号	H24年2月2日付,東京都公報,第15082号,東京都告示第142号	方位距離	
神奈川県	-	見つけられず	Web上でH25年の神奈川県公報は公開されていないために確認できず	Web上でH25年の神奈川県公報は公開されていないために確認できず	設定区域に関する情報を見つけられず	
富山県	全域	H25年9月1日	H25年4月26日付,富山県報,号外,富山県告示第221号	H25年9月2日付,富山県報,号外,富山県告示第371号	方位距離	
石川県	全域	H25年9月1日	<ul> <li>H25年2月28日付,石川県公報,号外第10号,石川県告示第68号</li> <li>H25年5月13日付,石川県公報,号外第40号,石川県告示第209号</li> </ul>	H25年9月3日付,石川県公報,第12626号,石川県告示第383号	経緯度値	
福井県	全域	H25年9月1日	H25年5月14日付,福井県報,号外第47号,福井県告示第275号	H25年9月2日付,福井県報,号外第74号,福井県告示第453号	方位距離	
新潟県	新潟海区	H25年9月1日 H25年5月28日付,新潟県報,号外1,新潟県告示第756号 H25年9月1日付,新潟県報,号外1,新潟県告示第1056号		H25年9月1日付, 新潟県報, 号外1, 新潟県告示第1056号	方位距離	
	佐渡海区	H25年9月1日	H25年5月28日付, 新潟県報, 号外1, 新潟県告示第757号	H25年9月1日付, 新潟県報, 号外1, 新潟県告示第1057号	and the second sec	
静岡県	全域	H25年9月1日	H25年5月17日付,静岡県公報,第2497号,静岡県告示第484号	H25年9月1日付,静岡県公報,号外第40号,静岡県告示第720号	方位距離(多くの基点について経緯度値あり)	
愛知県	全域	H25年9月1日	H25年5月24日付,愛知県公報,第2982別冊1号,愛知県告示第305号 H25年4日12日付,三重県小銀,第2982月冊1号,愛知県告示第385号	H25年9月3日付, 愛知県公報, 第3011別冊1号, 愛知県告示第442号	方位距離	
	貝類養殖業	H25年9月1日	<ul> <li>H25年5月11日、三重東条総、第2460号、三重県告示第339号</li> <li>H25年5月1日付、三重県余総、第2466号、三重県告示第339号</li> <li>H25年6月21日付、三重県公報、第2506号、三重県告示第415号</li> <li>注)免許の内容の詳細は県庁等での据置縦覧</li> </ul>			
三重県	藻類養殖業	H25年9月1日	- H25年4月12日代,三重県公報,第2487号,三重県告示第284号 - H25年5月17日付,三重県公報,第2496号,三重県告示第339号 注)免許の内容の詳細は県庁等での招置縦覧 - H25年4日12日仕,三軍県公報,第2487号,三軍県牛売第284号	H25年9月3日付, 三重県公報, 第2527号, 三重県告示第572号	区域情報の詳細は県庁等での掲置縦覧の ためWeb上で確認できなかった	
stir dell'ette	魚類養殖業	H26年1月1日	1623年7月16日17、三重東京後、第26675、三重東京市水和1979 1625年5月17日代:三重東公戦、第26695、三重東京市水第319号 主党政府内容の詳細は根片等での服置機製			
JR RDHT	±-44	H2041A10	H25年9月27日付,京都府公報,考外第34号,京都府告示第498号 H25年1月7日付,京都府公報,第2539号,京都府告示第2号		程料及信 方位距離	
大阪府	全域	H25年9月1日	H25年4月30日付,大阪府公報,第3853号,大阪府告示第1024号	H25年9月2日付, 大阪府公報, 第3939号, 大阪府公告第112号	(漁業権漁場位置図に一部の経緯度値あり)	
兵庫県	但馬海区	H25年9月1日	H25年2月19日付,兵庫県公報,号外,兵庫県告示第235号 195年2月19日付,兵庫県公報,号片,兵庫県告示第202号	H25年9月13日付, 兵庫県公報, 号外, 兵庫県告示第1143号	経緯度値と方位距離の併記	
和歌山県	全域	H25年9月1日	123年3月12日刊, 共庫兼公報, 571, 共庫兼日示第3575 125年5月31日付, 和歌山県観, 号外, 和歌山県告示第651号・別冊	R23戦、577、共庫県吉示第35/75 H23年5月13日行、共庫県公戦、577、共庫県吉示第141号 框桿医理 山直線 長秋 和助山県本示第651年、21年 H25年9月13日行、共庫県公戦、577、共庫県吉示第141号 柱桿医理		
鳥取県	全域	H25年9月1日	H25年5月31日付,鳥取県公報,第8501号,鳥取県告示第457号	H25年9月3日付, 鳥取県公報, 第8528号, 鳥取県告示第661号	方位距離	
0.49.00	鳥根海区	H25年9月1日	H25年4月30日付,島根県報,号外第84号,島根県告示第324号	H25年9月3日付,島根県報、号外第138号,島根県告示第607号		
AND TOC YES	隠岐海区	H25年9月1日	H25年5月14日付,島根県報,号外第90号,島根県告示第353号	H25年9月3日付,島根県報,号外第138号,島根県告示第608号	万位距離	
岡山県	全域	H26年4月1日	H25年11月5日付, 岡山県公報, 号外, 岡山県告示第535号	H26年4月8日付, 岡山県公報, 第11574号, 岡山県告示第228号	方位距離	
広島県	全域	H25年9月1日	- H22年3月16日代、広島景戦、定刹第33号、広島県告示第432号 - 広島県告示第432号別冊6冊のうち4 - 広島県告示第432号別冊6冊のうち5 - 広島県告示第432号別冊6冊のうち6	H25年9月2日付、広島県報、定期第69号,広島県告示第687号	方位距離	
山口県	全域	H25年9月1日	H25年5月31日付,山口県報,号外32,山口県告示第225号	225号 H25年9月6日付,山口県報,第2490号,山口県告示第357号		
德島県	全域	H25年9月1日	H25年5月30日付, 德島県県報, 第3177号, 徳島県告示第344号	H25年10月1日付, 徳島県県報, 第3248号, 徳島県告示第588号	方位距離	
	第一種区面漁業	H25年10月1日	H25年8月16日付, 香川県報, 第10079号, 香川県告示第378号	H25年10月1日付, 香川県報, 第10092号, 香川県告示第447号	方位距離	
香川県	第一種区回源来	H26年1月1日	H20年8月16日付, 登川県牧, 第100/5号, 登川県古水第3/7号	H20年1月/日村,查川県報,第10118号,查川県吉示第5号		
	第三種区面漁業	H26年1月1日	H25年8月16日付, 書川県報, 第10079号, 書川県告示第379号 H26年1月7日付, 書川県報, 第10118号, 書川県告示第6号			
愛媛県	全域	H26年4月1日	*H25年12月21日(7) 変破県報,第2334号か1)変破県省示第1436号 +H25年12月21日(1) 変破県報,第2534号か1別記2 +H25年12月27日(1) 変破県報,第2534号か1別記4 +H25年12月27日(1) 愛媛県報,第2534号外1別記6 +H25年12月27日(1) 愛媛県報,第2534号外1別記2	H26年4月1日村、愛媛県報,第2558号,愛媛県告示第409号	方位距離	
高知県	全域	H25年9月1日	H H25年5月31日付,高知県公報,号外第32号,高知県告示第386号 H25年9月1日付,高知県公報,号外第43号,高知県告示第543号 H25年9月1日付,高知県公報,号外第43号,高知県告示第543号		方位距離(磁針方位での表記)	
-	筑前海区	H25年9月1日	H25年5月31日付,福岡県公報,第3500号,福岡県告示第924号	H25年10月1日付,福岡県公報,第3535号,公告	区域情報の詳細は県庁等での探景録覧の	
福岡県	有明海区	H25年9月1日	H25年5月31日付,福岡県公報,第3500号,福岡県告示第925号	H25年10月1日付,福岡県公報,第3535号,公告	ためWeb上で確認できなかった	
	堂則海区	H25年9月1日	H23年5月31日行,備国発公報,第3500号,備国景告示第920号 Webで公開されている佐賀県公報で区面漁業権免許関係の情報は早つけられな	123年10月1日行、福岡県公報、第3535号、公告 Webで公開されている佐賀県公報で区面漁業権免許関係の情報は見つけられな		
佐賀県	_	見つけられす	かった +H25年3月29日付 長崎県公報 第10218号 長崎県告示第401号	thot:	設定区域に関する情報を見つけられず	
長崎県	全域	H25年9月1日	- 1425年5月24日代,長崎県公観,第10233号,長崎県告示第581号 (詳しい內容は事務所等で縦覧表示) - 1425年5月31日代,龍本県公銀,第12218号,龍本県告示第580号	H25年9月3日付,長崎県公報,第10261号,長崎県告示第911号 (詳しい内容は事務所等で縦覧表示)	方位距離 (一部の区画漁業権の内容変更の告示より)	
熊本県	有明海区	H25年9月1日	*H25年5月31日付, 熊本県公報, 第12218号, 別冊	HZ5年9月3日付, 熊本県公職, 第12245号, 熊本県告示第797号	方位距離	
-T-15	天草不知火海区	H25年9月1日	*H25年5月31日付, 照本県公報, 第12218号, 照本県告示第581号 *H25年5月31日付, 照本県公報, 第12218号, 別冊	H25年9月3日付. 熊本県公報,第12245号, 熊本県告示第798号	1000000000	
大分県	区画漁業権 (真珠以外) 区面漁業権	H25年9月1日	H25年5月10日付,大分県報,号外49,大分県告示第332号	H25年9月17日付,大分県報,第2508号,大分県告示第610号	方位距離	
	(真珠養殖)	H26年4月1日	HZ3年12月20日付, 大分景歌, 号外90, 大分県皆示第797号	M28年5月20日付, 大分県職, 第2508号, 大分県告示第326号		
宮崎県	全域	H25年9月1日	*H25年4月1日付, 宮崎県公報, 号外第26号, 宮崎県告示第229号 +H25年4月1日付, 宮崎県公報, 号外第26号別冊 *H25年5月31日付, 鹿児島県公報, 第2910号, 鹿児島県告示第658号	H25年9月17日付,宮崎県公報,第2523号,宮崎県告示第548号 H25年9月1日付,宮崎県公報,第2523号,宮崎県告示第548号	方位距離(多くの基点の経緯度値あり) 経緯度値	
<b>进元</b> 局采	王項	12049月1日	・H25年5月31日付, 鹿児島県公報, 別冊	nes+**/1:日刊, 施元局米工程, 777, 施元局米吉不用3537	(経緯度値の区域から除く区域は方位距離)	
伊純県	全域	H25年9月1日	HZ9年5月31日付, 沖縄県公報, 号外第21号, 沖縄県告示第340号	HZ3年8月3日付, 沖縄県公戦, 第4181号, 沖縄県告示第488号	27 和乐宫亦 是488号 经租赁值	
大臣免許	一部海域	H25年9月1日	九州漁棄調整事務所HPIC情報掲載	九州漁業調整事務所HPIC情報掲載	設定区域に関する情報を見つけられず	

備考1)「経緯度値」及び「方位距離」には最大高差時海岸線を組み合わせて表示している場合も含まれる。 備考2)「方位距離」には見通し線を組み合わせて表示している場合も含まれる。 備考3)大阪府の健業権場場関に太阪府のPHでHust/www.prefosale.lipi/susan/vuru/ichizu.html)で64

an/ru-ru/ichizu.html)で公開されている.

1 公示番号及び免許の内容となるべき事項等

```
方位は真方位、座標は世界測地系を示す。
```

12	免許の内容となるべき事項						地元地区		
公示番号	漁業 種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置	漁場の区域	制限又 は条件	市郡	区MJ.	字
区第	区 第 1	のり養殖業	9月10日から 5月10日まで	神戸市須磨 区若宮町須	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを結 んだ線によって囲まれた区域	付記1、2 及び3のと	神戸市	須磨区	
1号	種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 6月30日まで	磨浦通地先	点の位置 ア 北緯34度37.93分、東経135度7.87分 イ 北緯34度37.72分、東経135度6.56分 ウ 北緯34度38.28分、東経135度6.30分 エ 北緯34度38.31分、東経135度6.30分 オ 北緯34度38.33分、東経135度6.78分 カ 北緯34度38.39分、東経135度7.30分 キ 北緯34度38.39分、東経135度7.76分 ク 北緯34度38.29分、東経135度7.76分 ケ 北緯34度38.29分、東経135度7.87分	おり			

- Fig. 3. Detailed contents of the demarcated fishery rights license for the public notice "Ku No. 1" included in the Hyogo Prefectural Announcement no. 397, published in the extra issue of the prefecture's official bulletin on March 12th, 2013.
- 図 3. 2013年(平成 25 年)3月12日付の兵庫県公報の号外に掲載された,兵庫県告示第397号の中の公示番号 「区第1号」の区画漁業権の免許の内容.



Fig. 4. Display example for the "Measurement/Memo" window in the JMC.

図4. 海洋台帳の「計測 / メモ」ウインドウの表示例.

る「面入力」タブを選択し,「計測/メモ」・「図 形入力」・「面入力」ウインドウの表示にする (Fig. 6). この「計測/メモ」・「図形入力」・「面 入力」ウインドウ(Fig. 6)で, Fig. 3 にある区 第1号の漁場の区域部分にある点ア〜点ケまでの 9点についての緯度と経度の値を順次入力する. まず,点アの緯度「北緯 34 度 37.93 分」を Fig. 6 の表示状態にある「計測/メモ」・「図形入力」・ 「面入力」ウインドウの「緯度:」の右にある空 欄に「34-37.93」と入力し,次に点アの経度「東 経 135 度 7.87 分」を「経度:」の右にある空欄 に「135-7.87」と入力し,その下側にある「頂



- Fig. 5. Display example for the JMC's "Measurement/ Memo" window, with "Graphic Input" tab selected.
- 図 5. 海洋台帳で「図形入力」タブを選択した「計測
   /メモ」ウインドウの表示例(「計測/メモ」・
   「図形入力」ウインドウ).

点」と表示された上にある四角で囲まれた丸印の 図(以下「丸印」)を選択する.そうすると,画 面中に経緯度の値と点が表示される.

次に, 点イの緯度「北緯 34 度 37.72 分」と経 度「東経 135 度 6.56 分」を「計測/メモ」・「図 形入力」・「面入力」ウインドウ(Fig. 6)にある 「緯度:」と「経度:」の右にある各空欄に点ア と同様に「34-37.72」と「135-6.56」とを順次 入力する.なお、このマウスのポインターで空欄 を選択すると「×」印が表示されるので、この×



- Fig. 6. Display example of the JMC's "Measurement/ Memo" window, with both "Graphic Input" tab and "Plane Input" tab selected.
- 図 6. 海洋台帳で「図形入力」タブを選択し、かつ 「面入力」タブを選択した「計測 / メモ」ウイン ドウの表示例(「計測 / メモ」・「図形入力」・「面 入力」ウインドウ).

印をクリックすると空欄に入力されていた前の数 値は消去されるので,新たな数値の入力操作が容 易になる.

この様にして,点ア~点ケまでの9点について 経緯度値の入力作業を順次行う.この入力作業が 終わったら,「計測/メモ」・「図形入力」・「面入 力」ウインドウ(Fig.6)の「作図」と表示され た上にある四角に囲まれた多角形の印を選択す る.すると,海洋台帳の画面に表示されていた点 と経緯度の値の表示が消え,着色された多角形 (面)が表示される.この面が,区第1号の設定 区域となる.

海洋台帳の初期画面から作業をはじめると,日 本列島の全体が表示されるほどの縮尺の画面(小 縮尺の画面)であるので,海洋台帳の画面にマウ スのポインターを直接移動し,マウスを左クリッ クしたままで適宜動かし,一連の入力作業により 表示された面の部分を画面の中央部に移動する. そして,海洋台帳の画面の左端にある画面の拡 大・縮小バーにより,画面を適宜拡大すると,一 連の入力作業により表示された面(区第1号の区 域)が大きく表示される(Fig.7).なお,この着 色表示された面は「図形色」,「線種」,「塗りつぶ し」などの設定を適宜変更することができ(後述



- Fig. 7. The designated area for the Hyogo prefectural demarcated fishery rights "Ku No. 1", inputted and displayed on the screen of the JMC.
- 図7. 海洋台帳の画面に入力表示された兵庫県の区画 漁業権「区第1号」の設定区域.

4.1.3 参照),画面に表示されている面の外周と面積の値は「ラベルの非表示」(後述 4.1.3 参照)の設定を変更することで容易に非表示にすることもできる.

次に、この作成した区第1号の設定区域の情報 を、「計測/メモ」ウインドウの上端にある、フ ロッピーディスク様のマークを選択し、ファイル 形式(KML, CSV, TXTの各形式)を選ぶこと で、ユーザーのパソコン等の適当な場所に保存す る.ここで保存した設定区域の情報は、「計測/ メモ」ウインドウの上端にあるフォルダー様の マークを選択し、読み込む(つまり前述で保存し た)ファイル形式(KML, CSV, TXTの各形式) を選び、そしてユーザーのパソコン等に保存した ファイルを指定することで、海洋台帳に読込表示 することができる.

もし、一連の入力作業や順番を間違えた場合 は、ウインドウ内にある四角で囲まれた×印(例 えば Fig. 6 だと「作図」と表示された部分の右側 の×印)をクリックすることで、入力した点が1 つずつ削除されるので、入力作業を少し前に戻し てやり直すことができる.

4.1.3 区第1号の設定区域情報への属性情報の入力

上述の 4.1.2 に引き続き(或いは上述の 4.1.2 部

分で保存した設定区域情報のファイルを海洋台帳 に読込表示した状態で),区第1号の設定区域情 報への属性情報の入力を行う.

海洋台帳の画面に表示された区第1号の設定区 域を右クリックすると小ウインドウが表示され, その中に「図形の属性変更」、「ズーム」、「ラベル を非表示」、「図形をコピー」、「図形を貼付け」、 「図形削除」があるので、「図形の属性変更」を選 択する. 表示された「図形属性の変更」ウインド ウの中にある「属性の追加」タブを選択し、 画面 にある「タイトル:」,「備考:」,「リンク:」の 右にある各空欄に適宜,属性情報を入力する.例 えば、この区第1号の場合は、タイトルの右空欄 に「区第1号」と入力し、備考の右空欄には Fig. 3に示した区第1号の各情報(漁場の区域の情報 は除く)を入力し、リンクの右空欄には2013年 (平成25年)3月12日付の兵庫県公報の号外が 公開されている URL を入力する.入力終了後は 図形属性の変更ウインドウの下部にある「決定」 を選択し、属性情報の入力を終了する. 属性情報 の入力が終わったら,前述の4.1.2と同様にして, この設定区域の情報を再び保存する. これによ り、属性情報が入力された設定区域の情報が保存 される.

なお、「図形の属性変更」を選択して表示され た「図形属性の変更」ウインドウの中にある「シ ンボル設定」タグを選択することで、ウインドウ の中に表示される「図形色」、「図形サイズ」、 「フォントサイズ」、「線種」、「塗りつぶし」の各 設定を適宜変更すると、海洋台帳の画面中に表示 された着色された面(つまり、区画漁業権の設定 区域)について、白抜きや面の着色の変更、線幅 変更、線色の変更などができる.この属性情報の 入力やその他の設定変更等についての詳細は、海 洋台帳操作説明書(海上保安庁、2017)や岡野ほ か(2018)で説明されている.

# 4.2 区域情報が経緯度値の示された基準点からの方位距離で公表されている場合の例

# 4.2.1 静岡県公報に掲載された区画漁業権の情報

静岡県では、2013年(平成25年)9月に漁業 権の一斉切り替えが行われた.この時に切り替え られた区画漁業権の内容(情報)は、2013年(平 成25年)5月17日付の静岡県公報の第2497号 に静岡県告示第484号として掲載されている.例 として、この静岡県公報に掲載された、区画漁業 権の公示番号「特区第1号」(以下、特区第1号) の情報をFig.8に示す.

Fig. 8 では,特区第1号についての公示番号, 漁業種類,漁業の名称,漁業の時期,漁場の位 置,漁場の区域,点の位置,制限又は条件,免許 予定日,申請期間,地元地区及び存続期間の各情 報が掲載されている.この中で,区画漁業権の設

#### 区画漁業権

1	公示番号	特区第1号				
2	2 免許の内容たるべき事項					
	<ol> <li>漁業種類</li> </ol>	第1種区画漁業				
	(2) 漁業の名称	わかめ養殖業				
	(3) 漁業の時期	11月1日から翌年4月30日まで				
	(4) 漁場の位置	静岡県熱海市上多賀戸又地先				
	⑤ 漁場の区域					
	次のイ、ロ、	ハ、二、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域				
	(6) 点の位置					
	基点第 1号	・ 熱海市上多賀戸又 828番地に設置した標識				
		(北緯35度03分34.7665秒、東経139度04分20.3695秒)				
	イ 基点第	1号から真方位 137度40分 162メートルの点				
	口 基点第	1号から真方位 117度55分 295メートルの点				
	ハ 基点第	1号から真方位 151度58分 484メートルの点				
	二 基点第	1号から真方位 169度32分 423メートルの点				
3	制限又は条件					
4	免許予定日	平成25年9月1日				
5	申請期間	平成25年5月27日から平成25年6月28日まで				

6 地元地区 静岡県熱海市上多賀

- 7 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
- Fig. 8. Detailed contents of the demarcated fishery rights license for the public notice "Toku-Ku No. 1", included in the Shizuoka Prefectural Announcement no. 484, published in the 2497th issue of the prefecture's official bulletin on May 17th, 2013.
- 図 8. 2013 年(平成 25 年) 5 月 17 日付の静岡県公報 の第 2497 号に掲載された,静岡県告示第 484 号 の中の公示番号「特区第1号」の区画漁業権の 免許の内容.

定区域の情報作成に必要不可欠なのが「漁場の区 域」と「点の位置」の情報で,他の部分の情報は 必要に応じて設定区域の情報の属性情報として取 り扱う情報になる.Fig.8から,静岡県の区画漁 業権の設定区域の位置に関する内容は,前述3.3 で分類した「②経緯度値を示した基準点からの方 位・距離や見通し線での表示」で行われているこ とが分かる.

4.2.2 海洋台帳を利用する静岡県の特区第1号の 設定区域情報の作成

前述「2 海洋台帳」で紹介した海洋台帳に備 わっている基準点からの方位・距離で示される位 置の経緯度値の測定機能と点・線・図の描画機能 等を利用して, Fig.8にある特区第1号の設定区 域情報を次の方法により作成する.

海洋台帳の初期画面の上段部分にあるメニュー バーの中の「計測/メモ」を選択し,「計測/メ モ」ウインドウを表示させる(Fig. 4).次に「計 測/メモ」ウインドウの中にある「位置測定」タ ブを選択し,「計測/メモ」・「位置測定」ウイン ドウにする(Fig. 9). その後,「計測/メモ」・ 「位置測定」ウインドウにある「経緯度」タブを 選択し,「計測/メモ」・「位置測定」・「経緯度」



- Fig. 9. Display example for the JMC's "Measurement/ Memo" window, with "Position Measurement" tab selected.
- 図 9. 海洋台帳で「位置測定」タブを選択した「計測
   /メモ」ウインドウの表示例(「計測 / メモ」・
   「位置測定」ウインドウ).



- Fig. 10. Display example for the JMC's "Measurement/ Memo" window, with both "Position Measurement" tab and "Longitude and Latitude" tab selected.
- 図 10. 海洋台帳で「位置測定」タブを選択し、かつ 「経緯度」タブを選択した「計測/メモ」ウイ ンドウの表示例(「計測/メモ」・「位置測定」・ 「経緯度」ウインドウ).

ウインドウにする (Fig. 10). この「計測/メ モ」・「位置測定」・「経緯度」ウインドウ (Fig. 10) で, Fig. 8 に示した特区第1号の「(6) 点の 位置」にある基点第1号の標識の緯度「北緯35 度03分34.7665秒」と経度「東経139度04分 20.3695 秒」を、「基準点」の表示の下にある「緯 度:」の右にある空欄に「35-3-34.7665」と、 また「経度:|の右側にある空欄に「139-4-20.3695」と入力する.次に基点第1号から点イ までの距離「162メートル」を入力するために、 その下側にある「測地線長:」の右側の空欄に 「162」と入力し、その右側の単位の表示をその右 側にある▼印をクリックし「キロメートル」の表 示から「メートル」の表示に変更する. そして. 基点第1号から点イへの真方位である「137度40 分」をその下にある「方位角:」の右の空欄に 「137-40」と入力する. その後,「計測/メモ」・ 「位置測定」・「経緯度」ウインドウ(Fig. 10)の 中央にある「測定」をクリックすると、同ウイン ドウの下部にある「到着点」の下にある「緯度:」 と「経度:」の各右側の空欄に点イの緯度と経度 の値が表示されるので、この値を別途記録する.

次に, 基点第1号の標識の緯度と経度はそのま



- Fig. 11. The designated area for the Shizuoka prefectural demarcated fishery rights "Toku-Ku No. 1", inputted and displayed on the screen of the JMC.
- 図 11. 海洋台帳の画面に入力表示された静岡県の区画 漁業権「特区第1号」の設定区域.

まで、基点第1号から点口までの距離「295メー トル」を入力するために、ウインドウ内の「測地 線長:」の右側の欄に「295」と入力する. なお, その右側の単位の表示は「メートル」の表示のま まとする.次に基点第1号から点口の真方位であ る「117度55分」をその下にある「方位角:」 の右の欄に「117-55」と入力する. そして, 再 び「計測/メモ」・「位置測定」・「経緯度」ウイン ドウ(Fig. 10)の中央にある「測定」をクリック すると、同ウインドウの下段にある「到着点」の 下にある「緯度:」と「経度:」の各右側の欄に 点口の緯度と経度の値が表示されるので、この値 を別途記録する.残りの点ハと点ニについても同 様に操作し、点ハと点ニの緯度と経度の値を測定 し, 別途記録する. ここまでの操作により点イ~ 点ニまでの4点の緯度と経度の値が入手できたこ とになる.

次は,前述4.1.2の操作と同様にして,点イ~ 点ニの4点の緯度と経度を順次入力し,海洋台帳 の画面上に特区第1号の設定区域を表示し(Fig. 11),その設定区域の情報を保存する.

4.2.3 特区第1号の設定区域情報への属性情報の



- Fig. 12. The meta-data of the designated area of the Shizuoka prefectural demarcated fishery rights "Toku-Ku No. 1," displayed in the JMC.
- 図 12. 属性情報を表示した静岡県の区画漁業権「特区 第1号」の設定区域.

# 入力

次に前述 4.1.3 の操作手順に従い, Fig. 8 にあ る各情報を取捨選択の上で属性情報として入力 し,区画漁業権の設定区域の情報を保存する.入 力した属性情報を表示させた特区第1号の設定区 域の例を Fig. 12 に示す.

# 4.3 区域情報が基準点(経緯度値無し)からの 方位距離で公表されている場合の例

## 4.3.1 山口県報に掲載された区画漁業権の情報

山口県では、2013年(平成25年)9月に区画 漁業権の一斉切り替えが行われた.この時の区画 漁業権の内容(情報)は、2013年(平成25年) 5月31日付の山口県報の号外32に山口県告示第 225号として掲載されている.例として、この山 口県報に掲載された、区画漁業権の公示番号「区 第三号」(以下、区第三号)の情報をFig.13に示 す.

Fig. 13 では、公示番号、漁業種類、漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置、漁場の区域、点の 位置、地元地区の各情報が掲載されている.この 中で、区画漁業権の設定区域情報の作成に必要不 可欠なのが「漁場の区域」と「点の位置」の情報 で、他の部分の情報は必要に応じて設定区域情報 の属性情報として入力する.このFig. 13 から、 山口県の区画漁業権の設定区域の位置に関する内



- Fig. 13. Detailed contents for the demarcated fishery rights license for the public notice "Ku No. 3", included in the Yamaguchi Prefectural Announcement no. 225, published in the extra issue 32 of the prefecture's official bulletin on May 31st, 2013.
- 図 13. 2013 年(平成 25 年) 5 月 31 日付の山口県報の 号外 32 に掲載された,山口県告示第 225 号の 中の公示番号「区第三号」の区画漁業権の免許 の内容.

容は,前述 3.3 で分類した「③経緯度値が示され ていない基準点からの方位・距離や見通し線での 表示」で行われていることが分かる.

4.3.2 海洋台帳を利用する山口県の区第三号の設 定区域情報の作成

前述「2 海洋台帳」で紹介した海洋台帳に備 わっている機能で,図上の任意地点の経緯度値の 読み取り,基準点からの方位・距離で示される位 置の経緯度値の測定及び点・線・図の描画等の各 機能を利用して,Fig.13の区第三号の設定区域 情報を次の方法により作成する.

Fig. 13 から,漁場の位置が(山口県)阿武郡 阿武町大字奈古黒山地先であること,また漁場の 区域の基点Aが阿武郡阿武町奈古港浜崎防波堤



- Fig. 14. Display example for the area around the Nago harbor, Abu County, in the JMC.
- 図 14. 海洋台帳での阿武郡阿武町奈古港周辺海域の表 示例.

灯台基部であることがわかる.そこで,画面の拡 大・縮小やスクロールなどにより海洋台帳の画面 にこの付近を表示する (Fig. 14).

漁場の位置(漁業権設定区域)を示す点の位置 を具体的に表わす基準となる基点Aは奈古港浜 崎防波堤灯台基部であるので,海洋台帳の画面の 上部にあるメニューバーの中の「情報項目」を選 択し,表示された「情報項目」ウインドウのリス トの中から「海事情報」を選択し,表示された情 報項目の中の「灯」と,その下にある「灯台」の 各チェック欄をクリックする.なお「灯」の下に 「灯台」が表示されていない場合は,「灯」とその



- Fig. 15. Display example for lighthouses in the adjacent seas of the Nago harbor in the JMC.
- 図 15. 海洋台帳での阿武郡阿武町奈古港周辺海域に存 在する灯台の表示例.

チェック欄の間にある+印をクリックすると, 「灯台」,「灯浮標」,「灯標」などが表示される (Fig. 15). この操作により,海洋台帳の画面に灯 台の存在位置を示すマークと灯台の名称が画面に 表示される (Fig. 15). もし,表示されている灯 台のマークと灯台の名称で目的とする灯台が分か り難い場合は,表示された灯台のマークをクリッ クすると灯台の属性情報が表示 (Fig. 16)される ので,この属性情報を頼りにして目的とする灯台 (例えば「奈古港浜崎防波堤灯台」)の位置を確認 する. 確認後は,属性情報ウインドウを閉じて, 画面スクロールにより奈古港浜崎防波堤灯台の位 置を画面中央付近に移動し,最大縮尺での表示 (拡大表示) にする.

次に,海洋台帳の画面の上部にあるメニュー バーの中の「計測/メモ」を選択し,「計測/メ モ」ウインドウを表示させる(Fig. 4). この「計 測/メモ」ウインドウの中にある「位置測定」タ ブを選択する(Fig. 9). その後,「計測/メモ」 ウインドウにある「経緯度」タブを選択する (Fig. 10). このFig. 10の表示状態にある「計測 /メモ」ウインドウ(「計測/メモ」・「位置測 定」・「経緯度」ウインドウ)にある「基準点」表 示の下にある「経度:」の右側の空欄の右にある 四角で囲まれた丸印を1度クリックし,その後に



- Fig. 16. Display example for the meta-data for the Hamasaki lighthouse in the Nago harbor in the JMC.
- 図 16. 海洋台帳での阿武郡阿武町奈古港浜崎防波堤灯 台の属性情報の表示例.

画面にある奈古港浜崎防波堤灯台の印の中央を左 クリックすると、ウインドウ内の基準点の「緯 度:」と「経度:」の各空欄に、奈古港浜崎防波 堤灯台の緯度と経度の値が表示される.

この基準点(基点 A)から点イまでの距離「344 メートル」を入力するために,基準点の緯度と経 度の下側にある「測地線長:」の右側の空欄に 「344」と入力し,その右側の単位の表示をその右 側にある▼印をクリックし「キロメートル」の表 示から「メートル」の表示に変更する.次に基点 Aから点イへの真方位である「195度48分」を その下の行にある「方位角:」の右の空欄に「195 -48」と入力する.そして,Fig.10の「計測/ メモ」・「位置測定」・「経緯度」ウインドウの中央 にある「測定」をクリックすると,同ウインドウ の下部にある「到着点」の下にある「緯度:」と 「経度:」の各右側の空欄に点イの緯度と経度の 値が表示されるので,この値を別途記録する.

次に、基準点(基点 A)の緯度と経度はそのま まで、基点Aから点口までの距離「512メート ル」を入力するために、その下側にある「測地線 長:」の右側の欄に「512」と入力する. なお, その右側の単位の表示は「メートル」の表示のま まとする. さらに基点Aから点口の真方位であ る「199度36分」をその下の行にある「方位 角:」の右の欄に「199-36」と入力する. そし て、ウインドウの中央部にある「測定」をクリッ クすると、同ウインドウの下段にある「到着点」 の下にある「緯度:」と「経度:」の各右側の欄 に点口の緯度と経度の値が表示されるので、この 値を記録する.残りの点ハと点ニについても同様 に操作し、点ハと点ニの緯度と経度の値を算出 し、同様に記録する. ここまでの操作により点イ ~点ニまでの4点の緯度と経度の値が入手できた ことになる.

次は,前述 4.1.2 の操作と同様にして,点イ~ 点ニの 4 点の緯度と経度を順次入力し,海洋台帳 の画面上に区第三号の設定区域を表示し(Fig. 17),その設定区域の情報を保存する.



- Fig. 17. The designated area for the Yamaguchi prefectural demarcated fishery rights "Ku No. 3", inputted and displayed on the screen of the JMC.
- 図 17. 海洋台帳の画面に入力表示された山口県の区画 漁業権「区第三号」の設定区域.

4.3.3 区第三号の設定区域情報への属性情報の追加

前述 4.1.3 の操作手順に従い, Fig. 13 にある各 情報を属性情報として入力し, 区画漁業権の設定 区域の情報を保存する. なお, Fig. 13 の中で見 られない漁業権存続期間(免許期間)等の情報 は,山口県告示第 225 号で区第三号の内容を掲載 している部分よりも後頁部分に総括して記載され ているので,この部分から属性情報として入力 し,保存する.この様にして属性情報を入力・保 存した区第三号の設定区域とその属性情報を表示 した海洋台帳の画面の例を Fig. 18 に示す.

# 4.4 作成した区画漁業権の設定区域情報の確認 と考察

海洋台帳の機能を利用して作成した区画漁業権 の設定区域の情報は,県等が公表している漁場図 や海洋台帳に掲載されている漁業権設定区域など の情報と比較することで,ある程度の確認を容易 に行うことができる.

# 4.4.1 兵庫県の区第1号の場合

兵庫県では1つの区画漁業権につき1枚の漁業 権設定区域が示された漁場図を作成し,同県の



- Fig. 18. The designated area and the meta-data for the Yamaguchi prefectural demarcated fishery rights "Ku No. 3", inputted and displayed on the screen of the JMC.
- 図 18. 海洋台帳の画面に入力表示された山口県の区画 漁業権「区第三号」の設定区域と属性情報.

ホームページ上で公開している(兵庫県).上述 4.1.1~4.1.3で取り上げた兵庫県の区第1号の漁 場図(Fig. 19)も兵庫県のホームページで公開さ れているので,兵庫県が公開している区第1号 (Fig. 19)と海洋台帳を利用して作成した区第1 号(Fig. 7)の設定区域を比較することで確認が できる.この比較からは,双方の図(設定区域) で外観的にはほとんど差がないように見受けられ る.

次に,海洋台帳に掲載されている区画漁業権の 設定区域と比較することでも,ある程度の確認が できる.ただし,上述 3.2 のとおりで,漁業権の



Fig. 19. The fishery map of the Hyogo prefectural demarcated fishery rights "Ku No. 1", published in the Hyogo Pref. official web-site.

図 19. 兵庫県 HP で公開されている兵庫県の区画漁業 権「区第1号」の漁場図. 免許は切り替えが行われる毎にその内容が検討さ れるので,同じ公示番号の漁業権であっても免許 時期が異なれば,その設定区域が異なるものにな る場合があるので,漁業権が免許された時期が同 じもので比較しなければ情報確認の精度は低くな る.なお,複数回の漁業権の免許切り替えを経て も,その設定区域が変わらない漁業権も存在する ので,この場合は免許時期が異なっても設定区域 の比較に使える.設定区域の変更の有無は,過去 の県報等に掲載された漁業権の情報に目を通すこ とで確認できる.

海洋台帳に掲載されている区画漁業権と上述 4.1.1 ~ 4.1.3 で作成した兵庫県の区第1号を重ね て表示した例をFig. 20 に示す. この2つの区第 1号の免許時期は同じもの(海洋台帳掲載の漁業 権は属性情報で確認可能)であるにもかかわら ず,この2つの区第1号の設定区域が異なる形に なっていることが分かる. そこで,2013年(平 成25年)3月12日付の兵庫県公報の号外に掲載 された兵庫県告示第397号の中の区第1号の区画 漁業権の免許の内容(Fig. 4)を改めて確認する と,漁場の位置は「次の点ア,イ,ウ,エ,オ, カ,キ,ク,ケ及びアを結んだ線によって囲まれ た区域」と記載されており,この記載から区第1



- Fig. 20. Example of comparing the demarcated fishery rights in JMC with the Ku-No.1 as the demarcated fishery rights of Hyogo Prefecture that was compiled by user.
- 図 20. 海洋台帳を利用してユーザー側で作成した兵庫 県の区画漁業権「区第1号」と海洋台帳に掲載 されている区画漁業権とを重ねて表示した例.

号は点ア〜点ケの9点の頂点を持つ多角形になる はずである. Fig. 20から,海洋台帳に掲載され ている区第1号は8点の頂点を持つ多角形で,上 述4.1.1~4.1.3で作成した区第1号は9点の頂点 を持つ多角形であるので,海洋台帳に掲載されて いる区第1号は平成25年の兵庫県公報の内容と 若干異なる区域を示していることになる.

念のため,前回の兵庫県における区画漁業権の 一斉切り替え、つまり平成20年9月の兵庫県に おける区画漁業権の一斉切り替え時に区画漁業権 の免許の内容を掲載していた「2009年(平成 20 年)3月7日付の兵庫県公報の号外に掲載された 兵庫県告示第216号の2」の中の区第1号の免許 の内容を確認すると、漁業の名称、漁業の時期、 漁場の位置、地元地区等の情報から、平成20年 の区第1号と平成25年の区第1号とは、ほぼ同 じ海域に設定された区画漁業権であると推察でき る.しかし、漁場の区域の内容から平成20年の 区第1号は5点の頂点を持つ多角形の形になって おり、平成25年の区第1号(9点の頂点を持つ 多角形)とは区域の形状が異なっているので、平 成25年の区画漁業権の一斉切り替えの際に、漁 業権設定区域の見直しが行われたことが分かる. このことから、現在海洋台帳に掲載されている平 成25年の区第1号の区域の情報は、平成25年以 降の区域情報作成時に入力ミスをしている可能性 が高いと思われる.

# 4.4.2 静岡県の特区第1号の場合

静岡県のホームページや静岡県公報を確認した 範囲では,静岡県の区画漁業権の区域を示す漁場 図を見つけることはできなかった.このため,上 述 4.2.1 ~ 4.2.3 で取り上げた静岡県の特区第1号 について,県の公開する漁場図との比較・確認を 行うことはできなかった.

海洋台帳に掲載されている区画漁業権と上述 4.2.1 ~ 4.2.3 で作成した静岡県の特区第1号を重 ねて表示した例を Fig. 21 に示す.海洋台帳に掲 載されている特区第1号は,海洋台帳の画面に表 示させた属性情報から,平成 25 年 9 月の静岡県



- Fig. 21. Example of the Shizuoka prefectural demarcated fishery rights "Toku-Ku No. 1" created by a user utilizing the JMC being superimposed over the demarcated fishery right published on the JMC.
- 図 21. 海洋台帳を利用してユーザー側で作成した静岡 県の区画漁業権「特区第1号」と海洋台帳に掲 載されている区画漁業権とを重ねて表示した 例.

における区画漁業権の一斉切り替え時の特区第1 号であることが分かるので、上述4.2.1~4.2.3で 作成した特区第1号と同じ時期の情報に基づく特 区第1号になる。Fig.21では、2つの特区第1号 の区域が完全に一致していることが分かる。この ことから、上述4.2.1~4.2.3で作成した特区第1 号の区域情報は、少なくとも海洋台帳で公開され ている特区第1号と同じ程度の確かさがあると考 えることができる。

# 4.4.3 山口県の区第三号の場合

山口県では1つの区画漁業権につき1枚の当該 漁業権設定区域が示されている漁場図を作成し, 同県のホームページ上で公開している(山口県). 上述4.3.1~4.3.3で取り上げた平成25年9月か らの山口県の区第三号(以下,H25年の区第三 号)についても山口県のホームページで漁場図が 公開されていたが,平成30年9月から山口県の 区画漁業権の一斉更新があり,平成30年9月か らの山口県の区第三号(以下,H30年の区第三 号)の漁場図(Fig.22)に更新されている.この ため,現在ではH25年の区第三号の漁場図につ



- Fig. 22. The fishery map of the Yamaguchi prefectural demarcated fishery rights "Ku No. 3", published in the Yamaguchi Pref. official website.
- 図 22. 山口県 HP で公開されている山口県の区画漁業 権「区第3号」の漁場図.

いてインターネットを通じての閲覧はできない. そこで,H30年の区第三号についての免許の内容 を,平成30年5月29日付の山口県報,号外-29 の山口県告示第209号で確認すると,漁場の位 置・点の位置の内容はH25年の区第三号と同じ であった.このことから,H30年の区第三号の漁 場の位置・点の位置は,H25年の区第三号の漁場 の位置・点の位置と同じであることになる.した がって,H25年の区第三号の設定区域の確認に, H30年の区第三号の漁場図が使用できる.H30 年の区第三号の漁場図(Fig.22)とH25年の区 第三号の設定区域(Fig.17)を比較すると,外観 的にはほとんど差がないように見える.

次に,漁業権の免許時期が同じであることを確 認の上で,海洋台帳に掲載されている区画漁業権 の設定区域(区第三号)とH25年の区第三号の 設定区域を重ねて表示してみた(Fig.23).Fig. 23から,この2つの区域は若干ずれており,こ のずれの幅は海洋台帳の距離計測の機能によると 約10mであった.この原因として,奈古港浜崎 防波堤灯台(基点A)の経緯度の読み取りの差が 考えられる.H25年の区第三号の設定区域の基準 となる基点Aの経緯度は、平成30年9月の時点 における海洋台帳の画面に表示された奈古港浜崎 防波堤灯台の位置を直接読み取ったものである が、海洋台帳に掲載されている区第三号の設定区



- Fig. 23. Example of the Yamaguchi prefectural demarcated fishery rights "Ku No. 3" created by a user utilizing the JMC being superimposed over the demarcated fishery rights (corresponding to the "Ku No. 3") published on the JMC.
- 図 23. 海洋台帳を利用してユーザー側で作成した山口 県の区画漁業権「区第3号」と海洋台帳に掲載 されている区画漁業権(区第3号部分)とを重 ねて表示した例.

域は、平成25年9月の漁業権切り替えに合わせ て作成された情報であると思われるので、設定区 域の情報作成時期は約5年前と思われる.灯台位 置の読み取りに使用された地図又は海図の掲載内 容に違いがあった可能性が考えられるし、その時 の海図等の縮尺の違いによる読み取り誤差も考え られる.灯台位置の読み取りに使用された海図等 は公表されていないので、その詳細な検証は現状 では困難である.

ところで、灯台の位置については、灯台表第1 巻に灯台の経緯度が記載されているが、灯台表第 1巻平成10年2月刊行(海上保安庁、1998)や 灯台表第1巻平成26年2月刊行(海上保安庁、 2013)にある奈古港防波堤灯台の位置の適用を試 みたが、良い結果は得られなかった.漁業権区域 の情報作成に必要な縮尺レベルと、灯台表で想定 されている縮尺レベルに大きな差があるのかもし れない.このことから、漁業権区域が基準点から の方位距離及び見通し線で表されていた場合にお いて、基準点が灯台であった場合、漁業権区域の 情報作成に灯台表の経緯度の値を用いるには慎重 な検証が必要であると思われる.

# 4.5 作成した区域情報の使用に当たっての注意

通常,区画漁業権は各都道府県知事により免許 されるので,正式な区画漁業権の設定区域につい ては,各都道府県の解釈に拠ることとなる.ま た,ユーザーが本報で作成した区画漁業権の設定 区域の情報は,上述4.4.3の例などもあることか ら不確かさを含んだ情報であるので,県報や公報 に記載されている情報を基にして作成したもので あっても,各都道府県等の正式な設定区域を示す ものではないことに注意する必要がある.

## 5 まとめ

本報では、海洋台帳の機能を利用して、ユー ザーにより区画漁業権の設定区域の情報作成を取 り上げた. 区画漁業権に関する情報は、多くの都 府県の公報(県報)で公表されているが、区画漁 業権の設定区域に関する表現方法には複数の方法 があり、本報では、①経緯度値での表示、②経緯 度値を示した基準点からの方位・距離や見通し線 での表示,③経緯度値が示されていない基準点か らの方位・距離や見通し線での表示,の以上3つ の場合についての作成方法を報告した.しかし、 この3つ以外にも、例えば、①~③を組み合わせ ての表示, ①~③と最大高潮時海岸線を組み合わ せた表示などがあり、これらの場合の情報作成に は、データ取り扱いも含めた、より高度な知識や 経験が必要になると思われる. また, ユーザーが 作成した区画漁業権の設定区域に関する情報の確 認のために、県が公表している漁場図や海洋台帳 に掲載されている区画漁業権の設定区域との比較 を行ったところほぼ良好な結果が得られるととも に,海洋台帳に掲載されている区画漁業権の設定 区域の一部に疑問のみられる情報があることも明 らかにした.

平成 30 年 9 月から平成 31 年 4 月にかけての全 国的な免許期間 5 年の区画漁業権の一斉切り替え の時期を迎え,全国的に多くの区画漁業権の免許 も順次切り替えられる.本報により,ユーザーが 海上保安庁による区画漁業権情報の更新を待たず して,自身で最新の区画漁業権の情報を作成し, その不確かさの範囲に注意しながら利用していく ことは,海洋台帳の利用の促進につながるものと 思われる.今後,もし海洋台帳で公開されている 区画漁業権の情報の中にさらなる疑問のみられる 情報がユーザーにより容易に発見され,その情報 が海上保安庁にフィードバックされるようになれ ば,海洋台帳に掲載されている区画漁業権情報の 信頼性の向上,そして同じく区画漁業権の情報を 掲載している CeisNet や ESI マップなどの海上 保安庁が公表している他のコンテンツの情報の信 頼性の向上にもつながることが期待できる.

# 謝 辞

執筆にあたり,関係機関のホームページや公報 等にある情報を使用させていただきました.ここ に感謝の意を表します.

本報の掲載にあたり, 匿名の差読者の方から非 常に的確なコメントをいただきました. ここに感 謝の意を表します.

最後に,編集担当者の方の適切な助言や作業等 により,本報は改善されました.ここに感謝の意 を表します.

# 文 献

- 漁業法研究会(2013)改訂3版漁業制度例規集,423-424, 大成出版社(東京).
- 兵庫県, 区画漁業権, http://www.hyogo-suigi.jp/ Fishing/kukaku.html, Accessed September 3, 2018.
- 兵庫県, 区第1号, http://www.hyogo-suigi.jp/ Fishing/ku1.html, Accessed September 3, 2018.
- 兵庫県 (2008), 平成 20 年 3 月 7 日付兵庫県公 報, 号外, https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk32/ documents/000094718.pdf, Accessed September 5, 2018.
- 海上保安庁(2014)灯台表第1巻,平成26年2 月刊行.

- 海上保安庁(1998)灯台表第1卷,平成10年2 月刊行.
- 海上保安庁(2017)海洋台帳操作説明書(平成 29年3月14日改訂版), http://www. kaiyoudaichou.go.jp/setsumei\_JS.pdf, Accessed August 30, 2018.
- 加藤和俊(2014)3時間でわかる漁業権, 81-83, 築波書房(東京).
- 岡野博文・長岡 継(2015)「海洋台帳」入門, 海洋水産エンジニアリング,1月号,59-68.
- 岡野博文・安井 究・伊藤弘志(2018)海洋台帳 による歴史的災害台風の経路図作成につい て,海洋情報部研究報告,56,109-125.
- 林王弘道(2013)海洋の総合的管理のための海洋 情報の提供~海洋政策支援情報ツール~, Ocean Newsletter, 第 299 号, 2013.01.20 発 行, OPRI 海洋政策研究所. https://www.spf. org/opri-j/projects/information/newsletter/ backnumber/2013/299\_2.html. Accessed August 30, 2018.
- 林王弘道(2014)海洋情報の一元化の取り組み, 季刊「水路」(平成 26 年 1 月 10 日発行), 168, 5-15. https://www.jha.or.jp/jp/shop/ products/suiro/pdf/suiro168.pdf, Accessed August 30, 2018.
- 水産庁,漁業権の性質・種類,http://www.jfa. maff.go.jp/j/enoki/pdf/gyogyoukengaiyou. pdf, Accessed September 3, 2018.
- 水産庁,漁業権設定までの流れ,http://www.jfa. maff.go.jp/j/enoki/pdf/gyogyoukengaiyou. pdf, Accessed September 3, 2018.
- 角田智彦・武藤正紀・熊坂文雄(2011) マリン キャダストル(海洋台帳)の構築に向けて, 月刊地球, 33, 9, 557-565.
- 東京大学海洋アライアンス(2017)海洋利用に関 する合意形成プロセスに係るガイドライン, 2017 年 10 月, https://www.oa.u-tokyo.ac.jp/ news/files/20180122112834-eef4b40f6afe0ed4 7df30709ee1b2cc07a1651d9.pdf, Accessed August 30, 2018.

- 山崎哲也・若松昭平・馬場典夫(2015)沖縄にお ける水中文化遺産の海洋台帳への掲載,海洋 情報部研究報告,52,132-139.
- 安井 究・岡野博文・伊藤弘志(2018)海洋台帳 による自船の航跡の表示について,海洋情報 部研究報告,56,103-108.
- 山口県, 2013 年(平成 25 年) 5 月 31 日付山口県 報, 号外 32, 山口県告示第 225 号, http:// www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/e/6/e/e6 e0579339e0116e036ed8e7f6e8923f.pdf, Accessed September 5, 2018.
- 山口県, 平成 30 年 5 月 29 日付山口県報, 号外 29, http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/ cmsdata/a/2/b/a2b2be075a1f628e39c9e42e7 37caae9.pdf, Accessed September 5, 2018.
- 山口県, 漁業権について, http://www.pref. yamaguchi.lg.jp/cms/a16500/gyojouzu/ gyojouzu.html, Accessed September 5, 2018.

# 要 旨

我が国の沿岸海域において総合的な利用等を検 討する際に,区画漁業権が設定された区域の情報 は必要な情報の一つである.海上保安庁では,海 洋台帳,シーズネット及び漁具定置箇所一覧図に よって,区域,期間及び漁業種類等を含む区画漁 業権の情報を公開している.しかしながら,海上 保安庁の区画漁業権の情報は,必ずしも最新維持 されているわけではない.本報では,海洋台帳初 心者が海洋台帳の機能を用いて区画漁業権の最新 情報を海洋台帳に表示するために必要なデータを 容易に作成する方法を紹介する.